

財務監督課	特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案について	令和7年3月7日
<p>1 趣旨</p> <p>特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案を制定するもの。</p> <p>2 議決を受ける命令</p> <p>特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案（別添）</p> <p>3 施行期日等</p> <p>公布・施行 令和7年3月31日（月）</p> <p>（参考）</p> <p>今回の改正は、金融庁が実施する「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）等の一部改正と実質的に同一の内容を定めるもののほか軽微な変更を行うものであり、行政手続法第39条第4項第5号及び第8号に基づき意見公募手続を実施しない。</p>		

○カジノ管理委員会規則第 号
国土交通省令

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

カジノ管理委員会委員長 佐藤 隆文

国土交通大臣 中野 洋昌

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年 ^{カジノ管理委員会規則} 第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一資産の部中「ゲーム資産」を「使用権資産」に、

繰延税金資産

を

「営業費用
営業利益（又は営業損失）」を

×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×

「営業費用
営業利益（又は営業損失）」を

×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×

「支払利息」を

×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×

「支払利息
リース負債に係る利息費用」を

×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×

別記第七号様式中「リース資産」を「使用権資産」に

「長期前払費用」を

--	--	--	--	--	--	--	--

「長期前払費用
使用権資産（投資そ
他の資産）」を

別記第九号様式中「リース債務」を「リース負債」に改める。

別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「リース資産」を「使用権資産」に改める。
別記第十六号様式中「リース資産」を「使用権資産」に

(経過措置)

2 この命令による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令(以下この項において「新命令」という。)の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新命令の規定を適用することができる。